霧島市農業委員会の委員選任に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、霧島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例（平成 29 年霧島市条例第 35 号。以下「条例」という。）に基づき、霧島市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の選任の手続等について、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 23 号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（推薦の求め及び募集の方法）

第２条　法第９条第１項の規定による農業委員の推薦の求め及び募集の方法については、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（１）　推薦の求め　一般推薦及び団体等からの推薦（以下「団体推薦」という。）

（２）　募集　一般募集

（被推薦者及び応募者の資格）

第３条　農業委員として推薦を受ける者（以下「被推薦者」という。）及び募集に応募する者（以下「応募者」という。）は、農業に関する識見を有し、かつ、農地等の利用の最適化の推進に関係する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関する職務を適切に遂行することができる者で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（１）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接に関係を有する者

（２）　市職員

（推薦手続等）

第４条　農業委員の推薦の求めに対する推薦の手続は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（１）　一般推薦　農業者等３人以上の連名により当該農業者等の代表者が霧島市農業委員候補者推薦書（一般推薦書）（第１号様式）を提出する。

（２）　団体推薦　農業者が組織する団体その他の団体の代表者が霧島市農業委員候補者推薦書（団体推薦書）（第２号様式）を提出する。

２　前項各号に規定する推薦書は、市長が別に指定する場所に直接又は郵送により提出するものとする。

（応募手続等）

第５条　農業委員の一般募集に対する応募者は、霧島市農業委員候補者応募申込書（第３号様式）を提出するものとし、提出の場所及び提出方法については、前条第２項の規定を準用する。

（推薦の求め及び応募期間）

第６条　第４条に規定する推薦及び前条に規定する応募の期間は、概ね１か月とする。

（推薦の求め及び募集の周知）

第７条　市長は、農業委員の推薦の求め及び募集の実施に当たっては、推薦及び募集の期間、推薦及び応募の手続その他必要な事項に関し、次の各号に掲げる措置を講ずることにより、関係者への周知に努めるものとする。

（１）　担当窓口（総合支所を含む。）における案内文書の配布

（２）　市広報紙（第 10 条の規定により農業委員を補充する場合を除く。）及びホームページへの掲載

（３）　掲示場への掲示

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が適当と認める措置

（被推薦者及び応募者の公表等）

第８条　市長は、推薦及び応募の期間の中間並びに当該期間の終了後、遅滞なく、省令第６条第１号に規定する事項のほか必要と認める事項について、担当窓口及びホームページにおいて公表するものとする。

（候補者の選定）

第９条　市長は、農業委員候補者（以下「候補者」という。）の選定に当たっては、法第８条第６項に規定する農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を、少なくとも１人選定するものとする。

２　市長は、第３条に規定する資格の要件を全て満たした被推薦者及び応募者による候補者の選定について、霧島市農業委員会委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）に、諮問するものとする。

３　市長は、前項により選考委員会に諮問したときは、その答申の内容を尊重して候補者を選定するものとする。

（農業委員に欠員が生じた場合の補充）

第 10 条　農業委員の欠員数が定数の３分の１を超えたときは、この規則に規定する手続に基づき、速やかに農業委員を補充しなければならない。

（その他）

第 11 条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。